

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p>離島振興対策実施地域として指定された地区における、製造業、情報サービス業等及び旅館業（過疎に類する地区）の用に供する設備に係る特別償却制度（機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100)を2年間延長する。</p> <p>（関連条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興法第 19 条 ・ 租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号ハ、第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ、第 68 条の 27、同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56 		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲600 百万円の 内数）
新 設 ・ 拡 充 と す る 又 は 理 由 延 長 を	<p>(1) 政策目的 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある条件を改善するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図り、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制する。</p> <p>(2) 施策の必要性 他の地域と比較し著しい人口の減少・高齢化といった厳しい状況にある中、産業活動の活性化、雇用の確保、交流・定住人口の拡大を図るため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるインセンティブを与える所得税、法人税の特別償却制度を引き続き延長する。</p>		
今 回 の 要 望	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興法第 19 条「租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」 ・ 政策評価体系 <p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、 国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標：39 離島等の振興を図る</p> <p>業績指標：169 離島等の総人口</p> <p style="padding-left: 20px;">① 離島地域の総人口</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当なものである。</p> <p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p> <p>なお、本制度は、平成5年度に創設されて以降累次の改正を経て今日まで至っているが、離島地域では全国平均を上回るペースで高齢化の進展と人口減少が続いており、就業機会の確保が課題である。また、今般の改正離島振興法においても交流・定住促進が国の責務として追加されたところ。このため、本税制特例措置を継続し、引き続き離島地域の人口減少の抑制及び地域経済の底支えを行う必要がある。</p>											
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ H 2 1</td> <td>2 件</td> <td>1 9 百万円</td> </tr> <tr> <td>・ H 2 2</td> <td>0 件</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>・ H 2 3</td> <td>0 件</td> <td>0 百万円</td> </tr> </tbody> </table>		件数	減収額	・ H 2 1	2 件	1 9 百万円	・ H 2 2	0 件	0 百万円	・ H 2 3	0 件	0 百万円
		件数	減収額											
	・ H 2 1	2 件	1 9 百万円											
	・ H 2 2	0 件	0 百万円											
・ H 2 3	0 件	0 百万円												
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>離島地域は、他の条件不利地域の中でも特に海で隔絶された地域であり、他地域よりも大きなハンディキャップを背負っていることから、もともと企業立地のポテンシャルが低く、多くの実績が見込める地域ではない中で、当該措置の適用は数件程度の安定した実績がある。</p> <p>また、適用された案件については、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながるなど、当該措置により離島地域の産業の活性化や所得、自治体財政の増加や他の地域との交流の活発化が図られ、定住人口の維持に寄与。</p>													
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>離島地域の総人口 H16 : 452 千人 → H24 : 395 千人</p>													
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 21 年度末実績では、離島地域の人口の実績値 (417 千人) は、推定した目標値 (416 千人) を若干上回っており、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与している。平成 19 年度実績値 (436 千人) と平成 21 年度実績値 (417 千人) から算出した減少率と同様の減少率で推移すると仮定すると、平成 24 年度末の実績見込は 398 千人となり、目標値 395 千人を上回る見込みであるが、高齢化の進展と人口減少が続く中、就業機会の確保が課題であり、本特例措置を引き続き実施していく必要がある。</p>													
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望 (製造業のみ○)</p> <p>平成 7 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 9 年度 適用期限の 2 年延長 拡充 (過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 2 年延長 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成 15 年度 適用期限の 2 年延長 拡充 (農林水産物等販売業を追加) 除外 (ソフトウェア業を除外)</p>													

	平成 17 年度 適用期限の 2 年延長
	平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に 引下げ）
	平成 21 年度 適用期限の 2 年延長
	平成 23 年度 拡充（情報サービス業を追加）
	除外（農林水産物販売業を除外）